

具体の制度運用

(安全・安心に暮らせる都市)

具体の制度運用

Ⅱ. 安全・安心に暮らせる都市

1. 自然災害に強い土地利用の規制・誘導

- ①災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限 1
- ②流域保水機能や土砂流出防止機能を有する森林や緑地及び農地などの保全の推進 .. 9

2. 災害に強い都市構造の構築

- ③密集市街地の防災性の向上 11
- ④防災拠点となる公園・緑地の整備 13
- ⑤交通ネットワークなどの代替機能の向上 15
- ⑥建築物や宅地の耐震化・防災対策の推進 19

3. 災害に強いまちづくりの普及・啓発

- ⑦市町の復興まちづくり計画策定に向けた取組の推進 23
- ⑧都市防災に関する情報の発信・啓発 25

4. 中心市街地, 周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

- ⑨歩きやすく移動しやすい都市空間づくり 27
- ⑩エネルギーの効率的利用による都市空間の低炭素化 29

5. 特定課題への対応

- ⑪空き家対策 31

1. 自然災害に強い土地利用の規制・誘導

①災害リスクの高い区域における都市的土地利用の制限

現 状

災害リスクの高い区域の指定が進み、危険な土地の区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている【Ⅱ-①-1, 2】。

平成30年7月豪雨による災害では、災害リスクの高い区域において甚大な被害が生じており【Ⅱ-①-3, 4】、土砂災害による死者の約9割が、土砂災害警戒区域などの危険個所で被災している【Ⅱ-①-5】。また、県内で9,000戸近い住宅が洪水・内水災害などによる浸水被害を受けた。

自然災害による被害を未然に防ぐため、都市的土地利用を制限【Ⅱ-①-6】するなど、県内市町や関係部局と連携しながら検討していく必要がある。

具体の制度運用

次に示すような災害リスクの高い区域は、都市的土地利用を抑制していく。

○土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

○災害危険区域（建築基準法）

○地すべり防止区域（地すべり等防止法）

○急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

具体的には、立地適正化計画の策定などにより、中長期的な観点から災害リスクの高い区域から、災害リスクの低い区域への居住を誘導する取組を促進し、災害リスクの低い区域へ市街地を形成することを基本的な考え方とする。

災害リスクの高い区域については、特に、住居系用途を目的とした開発・建築行為の制限、地区計画による住民と連携した土地利用の誘導を検討するとともに、土地利用の特性に配慮しつつ、自然的環境への回帰や緑地としての活用を図るなど、都市的土地利用の縮退の可能性を検討する。

また、開発許可制度の適切な運用により、原則として新たに開発行為を行う区域に災害リスクの高い区域を含まない計画や、開発行為により新たに災害リスクの高い区域が生じない計画とするなど、開発許可担当部局及び土砂法担当部局などと連携し、良好かつ安全な市街地の形成を推進する。

■土砂災害対策に関する考え方

本県は、土砂災害危険箇所数が全国で最も多く存在する地形的な特徴を有するなど、土砂災害に対する脆弱性を抱えており、激甚化する自然災害から住民などの生命、身体及び財産を守る観点から、災害リスクの高い区域については、市町と連携の上、都市的土地利用を抑制していく。

<市街化区域について>

市街化区域内において、災害リスクの高い区域や土砂災害警戒区域が含まれる場合は、個々の地域の実情に応じて、住民の避難体制の整備、防災工事などハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策の実施を推進する。

また、平成26年の8.20豪雨や平成30年7月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、特に、低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行う。

なお、市街化調整区域から新たに市街化区域へ編入を行う場合について、災害リスクが高い区域は、市街化区域へ編入しない。

<市街化調整区域について>

市街化調整区域における災害リスクの高い区域は、市街化調整区域として維持する。

開発行為などに伴い、新たに地区計画を策定しようとする場合は、原則、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととし、更に、開発行為などにより新たに災害リスクの高い区域が生じない計画となるよう検討する。また、既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、地区計画の変更により、その区域を建築・開発行為を規制する区域として位置付けることを検討する。

<非線引き都市計画区域について>

非線引き都市計画区域における災害リスクの高い区域は、用途白地として維持する。

現に宅地化していない区域について、新たに用途地域を指定しようとする場合は、原則として、その区域に災害リスクの高い区域を含まないこととする。また、既に用途地域が指定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、用途地域の縮小を含めた区域の見直しを検討する。

用途地域が定められていない区域のうち、現に宅地化していない区域に新たに地区計画を策定しようとする場合は、原則としてその区域に災害リスクの高い区域を含まないこととする。また、既に地区計画が策定されている区域において、災害リスクの高い区域が含まれている場合は、必要に応じ、区域の見直しを検討する。

■洪水・内水災害対策に関する考え方

次に示すような洪水又は内水による浸水リスクが高い区域については、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性などを総合的に考慮し、浸水リスクを適切に評価した上で、河川改修や下水道整備、小規模な雨水貯留・浸透施設整備などのハード対策や、ハザードマップを活用した住民の避難体制の確立などのソフト対策の両輪による防災・減災対策を河川部局、下水道部局、防災部局及び民間などと連携し、推進する。

- 地形的な条件の観点から、河川水位などが高い時に自然流下で雨水を排除することが困難なポンプ排水区
- 雨水排水施設などの整備状況の観点から、整備が遅れている中小規模の都市
- 土地利用形態の観点から、重要な公共施設や駅などに代表される都市機能が集積した地区

また、浸水リスクが高い区域において、地区計画により居室を有する建築物の床の上面の高さを制限している事例があり、このような地区計画の活用による土地利用制限など、洪水・内水被害の軽減に向けた取組について、必要に応じて検討する。

都市農地について、雨水を貯留することで洪水の発生を防ぐ効果が期待されるが、農地転用によるミニ開発などが乱発することにより、地区の保水機能が低下し、洪水・内水被害の拡大が懸念されるため、宅地化については慎重に検討する。

また、開発行為が行われる場合は、調整池の設置に関する適切な指導などを行う。

■津波・高潮災害対策に関する考え方

津波または高潮による浸水被害が想定される区域については、防潮堤や避難施設などのハード対策や、ハザードマップを活用した住民の避難体制の確立などのソフト対策の両輪による防災・減災対策を推進する。また、今後、津波防災地域づくりに関する法律第72条に定める津波災害警戒区域が指定された区域については、避難体制の充実を推進するとともに、津波災害特別警戒区域が指定された場合には、さらなる対策の必要性について検討する。

■立地適正化計画における居住誘導区域の考え方

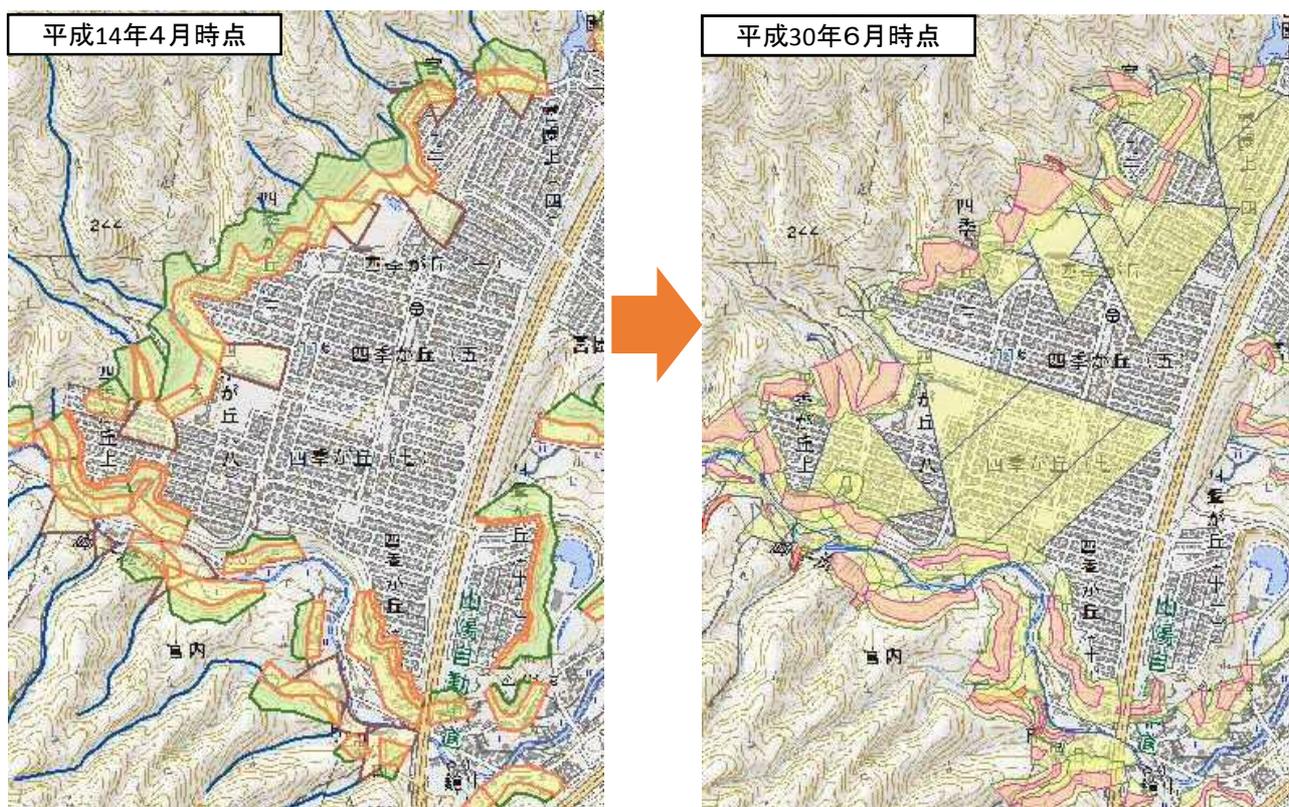
各市町で策定する立地適正化計画における居住誘導区域には、原則として災害リスクの高い区域を含まないものとする。

また、上記に示す以外の災害リスクを有する区域において、警戒避難体制の整備状況、防災・減災に寄与する施設の整備状況などを総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、居住誘導区域に含めない可能性を検討する。

都市づくりのツール：Ⅱ-3 立地適正化計画 (P6)
Ⅲ-1 区域区分 (P8)
Ⅲ-2 地域地区 (P9)
Ⅲ-4 開発許可制度 (P13)

■ II-①-1 土砂災害警戒区域などの指定状況の変遷

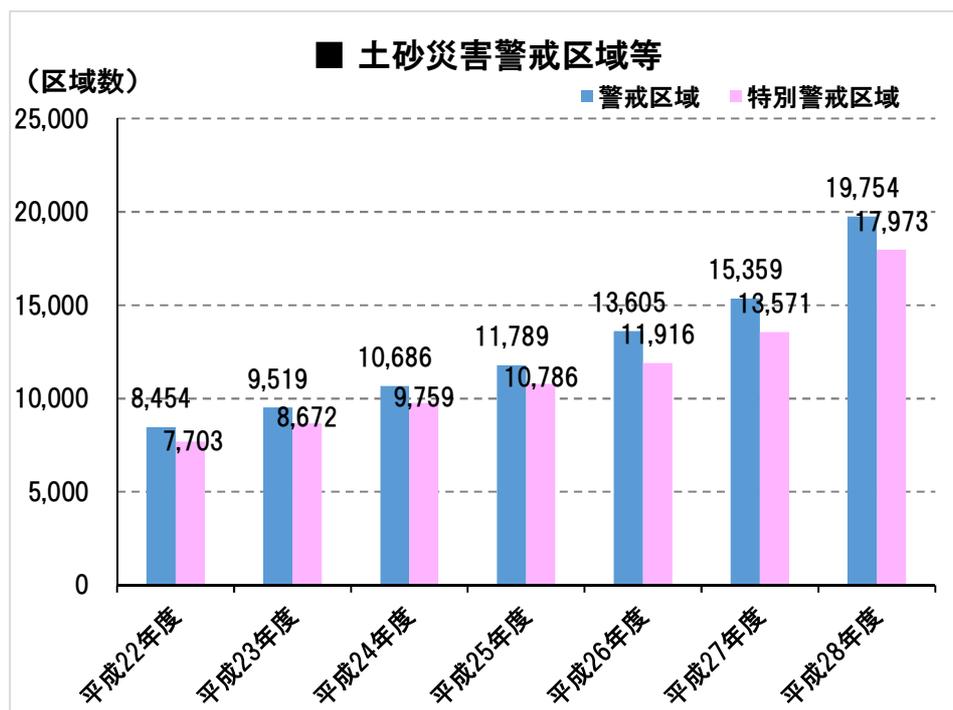
- ・土砂災害防止法の策定及び改正に伴い、基礎調査の実施・結果公表が進み、市街地に土砂災害警戒区域などの指定が進んでいる。



資料：土砂災害ポータルひろしま（広島県）

■ II-①-2 土砂災害特別警戒区域などの指定状況

- ・土砂災害警戒区域などの指定は、平成28年度には、特別警戒区域が約1.8万箇所、警戒区域は約2万箇所にのぼっている。
- ・区域指定などの手続きが未完了箇所も多く残存することから、指定箇所が増加する見通しである。



資料：土木建築行政の概要（広島県）

■ II-①-3 平成30年7月豪雨の被害状況

- ・平成30年7月豪雨では、県内で土砂災害などにより死者・行方不明者114名、住宅も全壊・半壊など約13,750棟が被害を受ける甚大な被害が発生した。
- ・道路、JRなどの交通インフラも甚大な被害が多発しており、通行止め区間の復旧に向けた作業が進められている。

市町村名	人的被害			住家被害			
	死亡	行方不明	計	全壊	半壊	一部損壊等	計
広島市	23	2	25	129	233	1,484	1,846
呉市	24	1	25	260	796	1,707	2,763
竹原市	4		4	19	127	391	537
三原市	8		8	263	614	741	1,618
尾道市	2		2	29	41	512	582
福山市	2		2	14	73	2,078	2,165
府中市	2		2	3		224	227
三次市						531	531
庄原市				2	23	284	309
大竹市						38	38
東広島市	12	1	13	39	70	607	716
廿日市市					3	6	9
安芸高田市	2	1	3	1	1	112	114
江田島市				10	20	232	262
府中町				2	17	106	125
海田町	1		1	13	42	331	386
熊野町	12		12	21	19	74	114
坂町	16	1	17	220	804	179	1,203
安芸太田町						1	1
大崎上島町				1		114	115
北広島町						6	6
世羅町				3	1	63	67
神石高原町					4	12	16
計	108	6	114	1,029	2,888	9,833	13,750

資料：平成30年7月豪雨災害による被害等について(H30.8.14時点)（広島県）



■ II-①-4 平成30年7月豪雨による被災現場の状況

- ・平成30年7月豪雨では、多くの溪流で土石流が発生し、土砂災害特別警戒区域に指定された土地の区域においては、甚大な被害が生じた地区がある。
- ・市街化区域内でも、土砂災害特別警戒区域が指定された区域において、土石流により家屋倒壊などの被害が生じた地区がある。



資料：土砂災害ポータルひろしま(広島県)

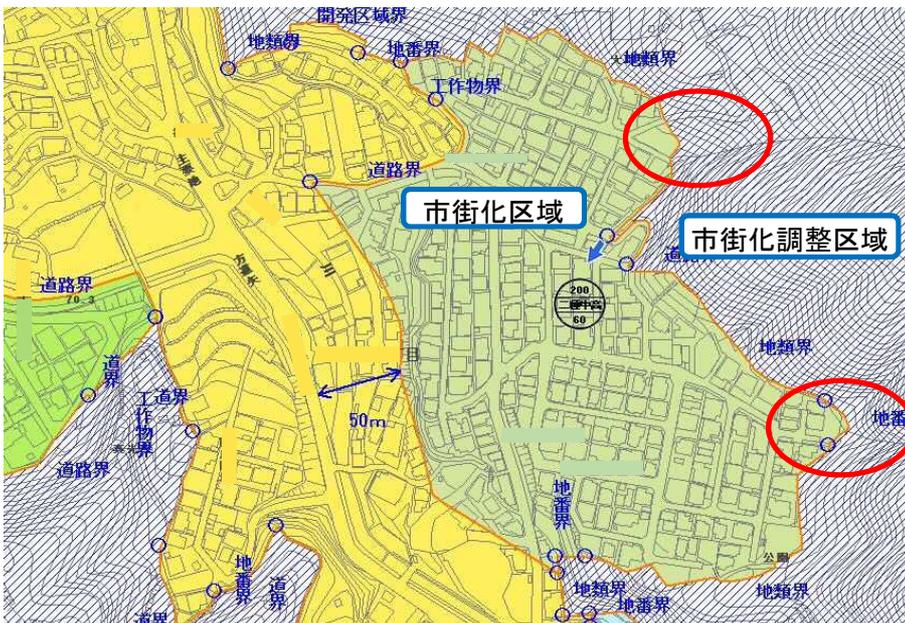


写真①



写真②

資料：被災直後(H30.7月撮影)



資料：ひろしま地図ナビ(広島市)

■ II-①-5 人的被害発生個所における土砂災害警戒区域の指定状況

・平成30年7月豪雨において、被災位置が特定できた死者のうち、土砂災害警戒区域内などで被災した死者は約9割である。

○土砂災害による死者は119名（53箇所）、このうち現時点で被災位置が特定できたのは107名（49箇所）

○うち、94名（42箇所）は土砂災害警戒区域内等で被災

※ 平成30年8月15日 13:00時点

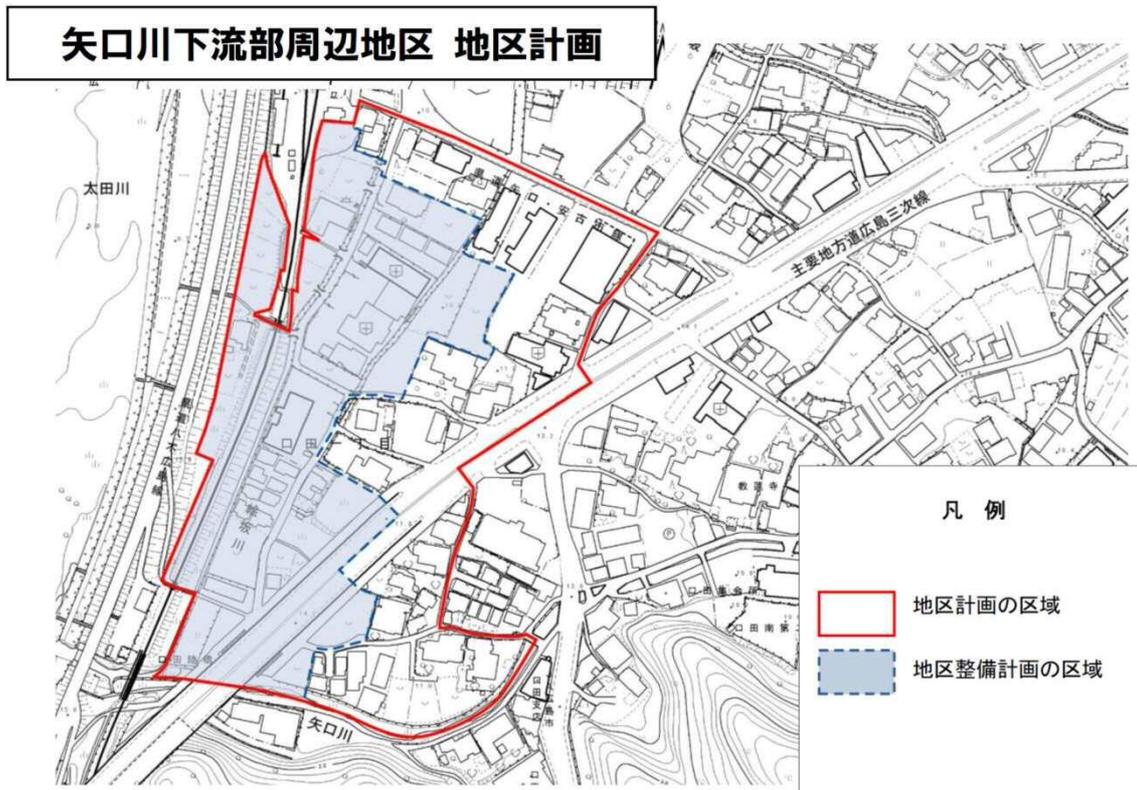
※ 今後の精査により、情報が変わる可能性がある。

	全国	その他府県 (愛媛県、京都府、岡山県、山口県等)	広島県
区域内	69名（32箇所）	28名（17箇所）	41名（15箇所）
区域外 (基礎調査は未了だが危険箇所として把握)	25名（10箇所） 94/107名（88%）	1名（1箇所） 29/32名（90%）	24名（9箇所） 65/75名（87%）
区域外（上記以外）	13名（7箇所）	3名（2箇所）	10名（5箇所）
不明	12名（4箇所）	0名（0箇所）	12名（4箇所）
計	119名 (53箇所)	32名 (20箇所)	87名 (33箇所)

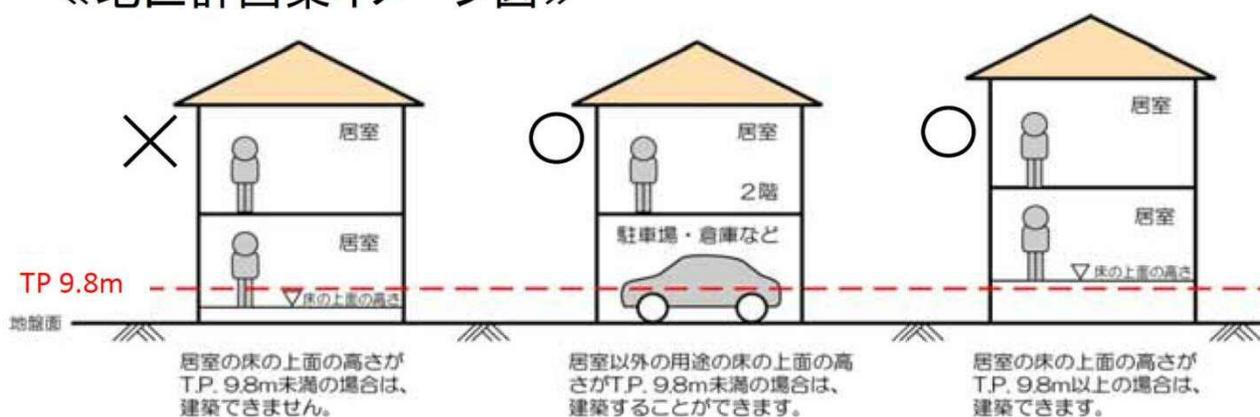
資料:「実効性のある避難を確保するための土砂災害対策検討委員会」第1回資料(国土交通省)

■ II-①-6 災害リスクの高い地域における地区計画の活用

・広島市の矢口川下流部周辺地区では、近年の集中豪雨発生による家屋の床上浸水を伴う内水被害が度々発生していることから、床上浸水被害を受けにくい建築物の建築などを誘導し、災害に強い市街地の形成を図るため、地区計画で、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定めている。



《地区計画案イメージ図》



地区計画にT.P(海拔)9.8mより低い高さの家屋の建築の防止を定める

資料: まち・地域と連携した適応策について(国土交通省)

1. 自然災害に強い土地利用の規制・誘導

②流域保水機能や土砂流出防止機能を有する森林や緑地及び農地などの保全の推進

現 状

市街化調整区域や都市縁辺部にある森林や優良農地は、地球環境を保全する貴重な緑地であるとともに、土砂流出を防備するなど、災害を未然に防ぐ機能を兼ね備えている。

しかし、住宅地のミニ開発などの都市的土地利用の進行により、農地などは減少傾向にある【Ⅱ－②－1】。



具体の制度運用

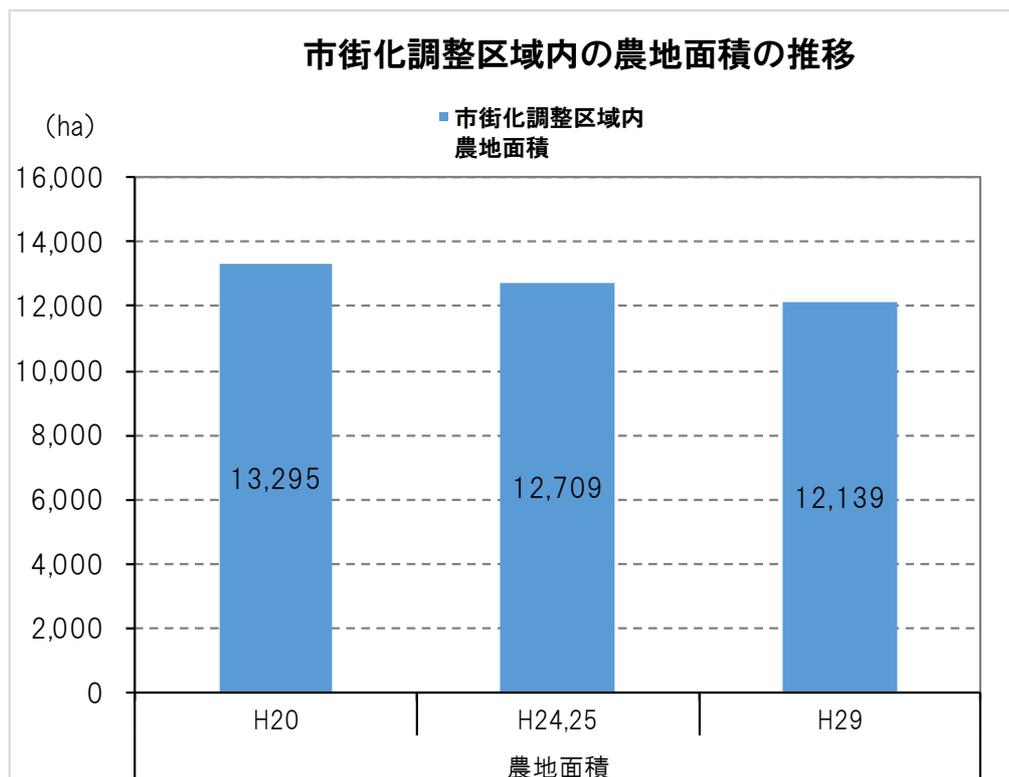
市街地に分布している農地や緑地などは雨水の流出抑制や都市における自然環境の保全の観点から、生産緑地地区の指定や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

市街地周辺部では、土地利用規制の関連法令や農業振興地域の整備に関する法律、都市農業振興基本法などとの調整・連携を図り、土砂流出や内水被害などの自然災害の防止する機能を有する森林や、雨水の流出抑制機能を有する緑地や農地などの適切な保全を推進する。

都市づくりのツール：Ⅲ-2 地域地区 (P9)
IV-2 公共空地 (P18)

■ II - ② - 1 市街化調整区域内の農地面積の推移

・県内の市街化調整区域内の農地面積は減少傾向にある。



資料：広島県都市計画基礎調査

2. 災害に強い都市構造の構築

③密集市街地の防災性の向上

現 状

密集市街地は、老朽化した木造建築物が密集し、狭隘な道路が多く、公園などの都市基盤施設が不足するなど基盤整備が不十分なまま市街化が進んだ地区が多い。

震災時などに地区内で火災が発生した場合、狭隘な道路により消防活動や避難が困難となったり、密集した木造住宅による延焼の拡大など、大規模な被害が発生することが懸念される

【Ⅱ-③-1】。

加えて、敷地規模が狭小で、接道義務など建築制限に不適合な建築物が多いなどの市街地特性から、各敷地単独では従前の床面積を確保した建替えができない場合が多く、土地・建物に関する権利関係が複雑であることも多いことから、一般の市街地に比べ自力での建替えが進みにくい状況にある【Ⅱ-③-2】。



具体の制度運用

震災時などに密集市街地において大規模な火災の発生を防ぐため、次により、密集市街地の防災性を向上させる取組を重層的に推進する。

a 密集市街地の不燃化の促進

密集市街地の不燃化を促進するため、防火地域・準防火地域などの土地利用に関する都市計画により、民間の建築活動を防災性が向上する方向への適切な規制誘導を推進する。

b 住工混在地域における防災性の向上

震災時に火災・爆発などの二次的被害を引き起こす可能性を有する工場などは、被害の拡大防止を図るため、住宅などとの混在が生じないように、住居系、商業系用途地域の指定、特別用途地域の指定、地区計画による用途制限などにより、立地の制限を図る。

既に住宅と工場などが混在する地域では、火災による延焼の危険性を低減するための建物の不燃化、延焼遮断機能や避難機能などを有する道路、公園などの整備を推進する。

c 延焼防止、避難誘導の機能を有する防災環境軸の形成

密集市街地では、接道条件などによって、従前の床面積を確保した建て替えが出来ない場合が多く、一般の市街地に比べて建て替えが進みにくい状況にある。このため、密集市街地内における道路・公園などの整備や、市街地開発事業などの活用により、交通機能の向上や周辺環境の改善を図り、土地利用の可能性を拡大させ、民間の建築活動の誘発を図る。併せて、防火地域の指定などの土地利用規制により不燃化を促進することで、都市基盤施設と建築物が一体となった延焼遮断機能や避難機能などの防災機能、地域の生活拠点機能、環境改善機能を併せ持つ防災環境軸の形成を推進する。

都市づくりのツール：Ⅲ-2 地域地区（P9），Ⅲ-3 地区計画（P12）

V-1 土地区画整理事業（P25），V-2 市街地再開発事業（P26）

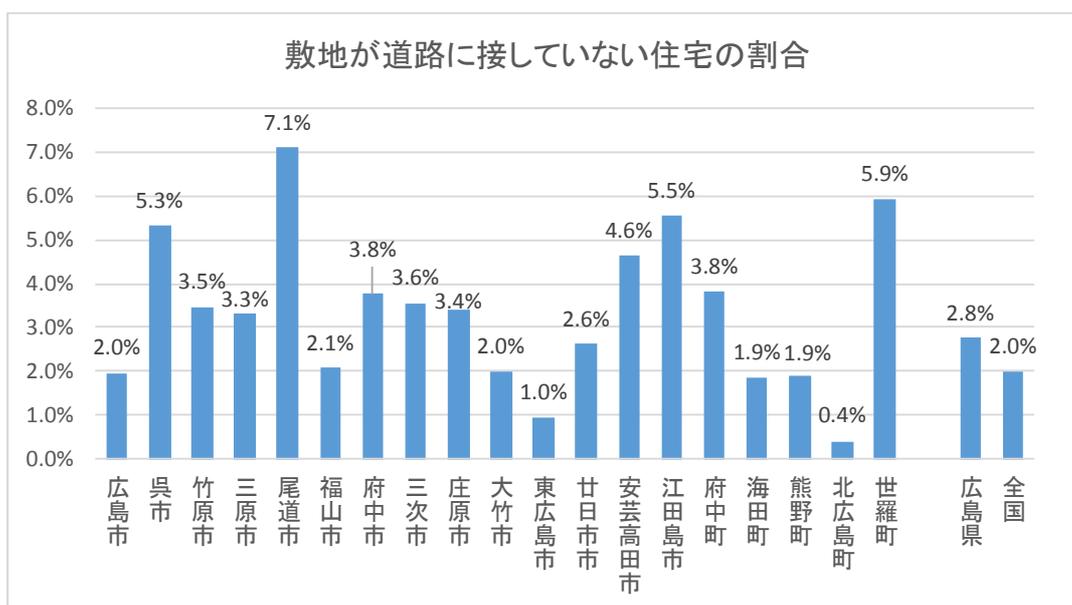
■ II-③-1 密集市街地の事例

- ・木造住宅が密集した市街地や斜面地に形成された市街地においては、道路などの都市基盤施設の整備が遅れており、緊急車両が進入することが困難なため、火災などへの防災性が低くなっている。
- ・敷地によっては接道要件を満たしていないため、建築物の更新が進まず、老朽化した空き家が点在している。



■ II-③-2 敷地が道路に接していない住宅の割合

- ・広島県全体の数値は全国値を上回っている。
- ・市町別では尾道市が最も高く、次いで世羅町、江田島市、呉市の順である。



資料：住宅・土地統計調査(平成25年)

2. 災害に強い都市構造の構築

④防災拠点となる公園・緑地の整備

現 状

公園・緑地は、災害時などには避難地としての機能を果たすが、広域避難地に指定されている公園での防災設備の整備は全国的に進んでおらず、不十分な状況となっている【Ⅱ-④-1】。



具体の制度運用

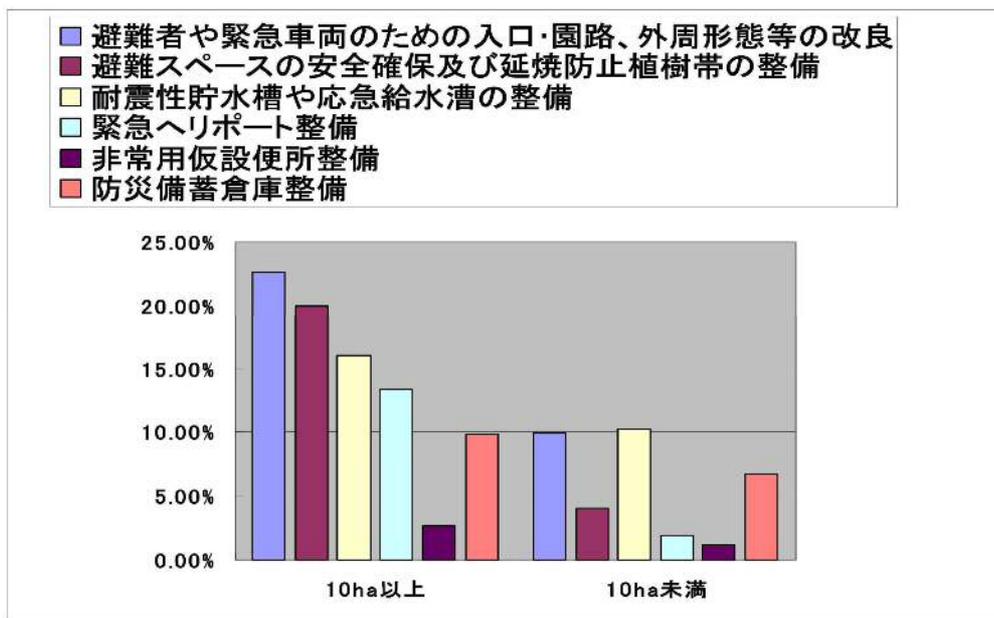
地震・火災などの災害時に、広域的な避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的なアクセス条件に留意しつつ、都市基幹公園の適切な配置及び整備を推進する。避難地となる公園・緑地については、あらゆる災害に対しての安全性や防災性を確保し、必要に応じてハード整備を行う。

また、市街地内などにおける災害時の避難活動を円滑に行うため、一次避難地となる住区基幹公園の適正な配置及び整備を推進する。

都市づくりのツール：Ⅳ-2 公共空地（P18）

■ II-④-1 避難地に指定されている公園の防災施設の整備状況

・国土交通省が行った調査によると、広域避難地に指定されている公園において、防災設備の整備が進んでいない状況となっている。



資料：都市公園の防災性能の評価に関する研究(国土交通省 国土技術政策総合研究所)

2. 災害に強い都市構造の構築

⑤交通ネットワークなどの代替機能の向上

現 状

災害発生時に救命救援や緊急物資輸送を担う緊急輸送道路では、道路改良や道路付け替えなどの整備を必要とする区間が残っている【Ⅱ-⑤-1】。

県内に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨災害では、交通機関が長期間不全となっており、特に幹線道路が途絶したことが被災後の復旧・復興の大きな支障となった。

また、集落に連絡する道路が災害脆弱でかつ単路線である地域も少なくなく、災害時では最大26地区で集落の孤立が発生した【Ⅱ-⑤-2, 3】。

被災した幹線道路には、地下に光通信ケーブルを埋設しているものもあり、これが断線していた場合、情報ネットワークサービスに重大な支障が発生していた可能性もある。



具体の制度運用

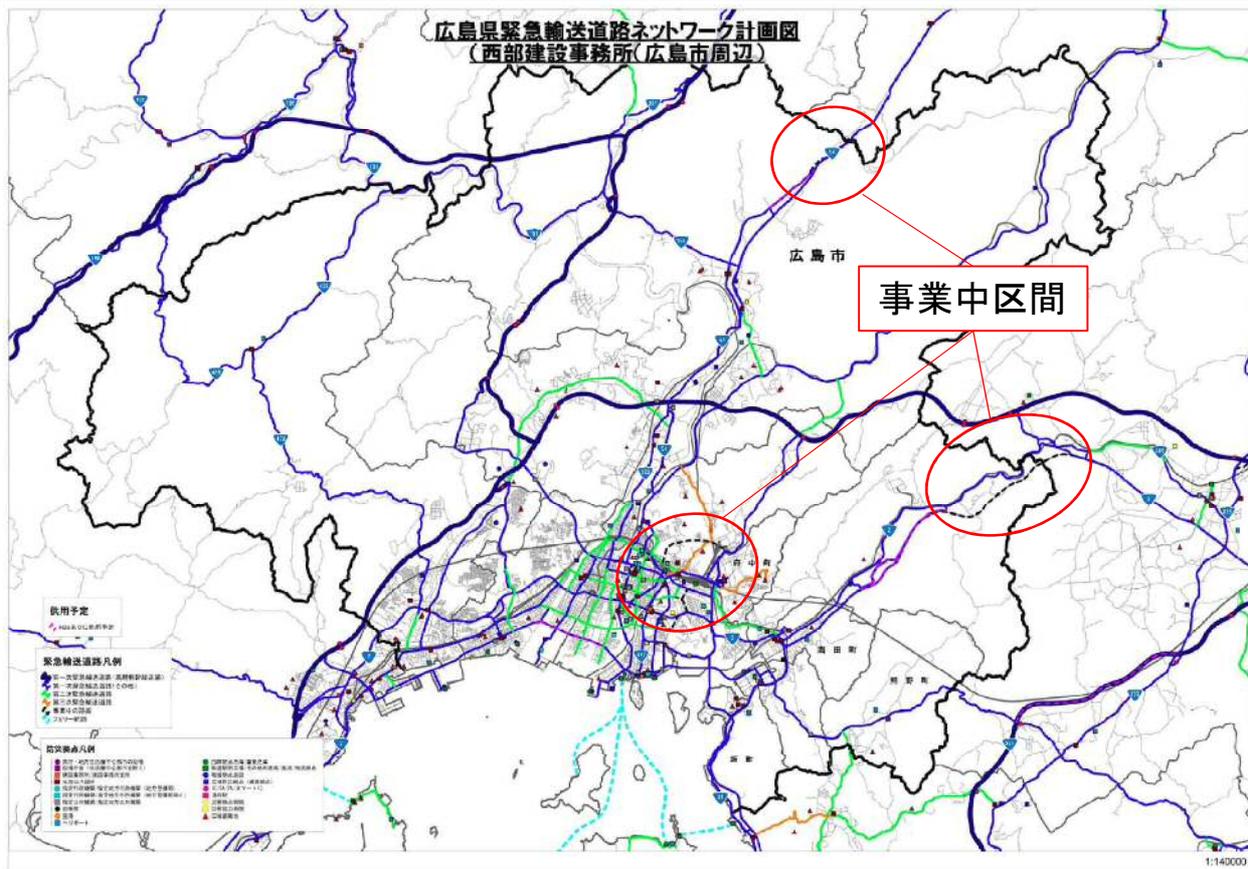
災害時においても、地域の孤立を防ぎ、日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、道路、鉄道、航路などの複数の交通モードを活用し、交通ネットワークの代替機能の向上を図る。

このため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワーク上の橋りょうの耐震化や土砂災害の被災の危険性が高い区間の整備、港湾における耐震強化護岸の整備などにより、交通基盤の強靱化を図るとともに、道路下に埋設された社会基盤施設などを含め、ネットワークの強靱化を図る。

都市づくりのツール：Ⅳ-1 交通施設（道路）（P16）

■ II-⑤-1 緊急輸送道路ネットワーク図

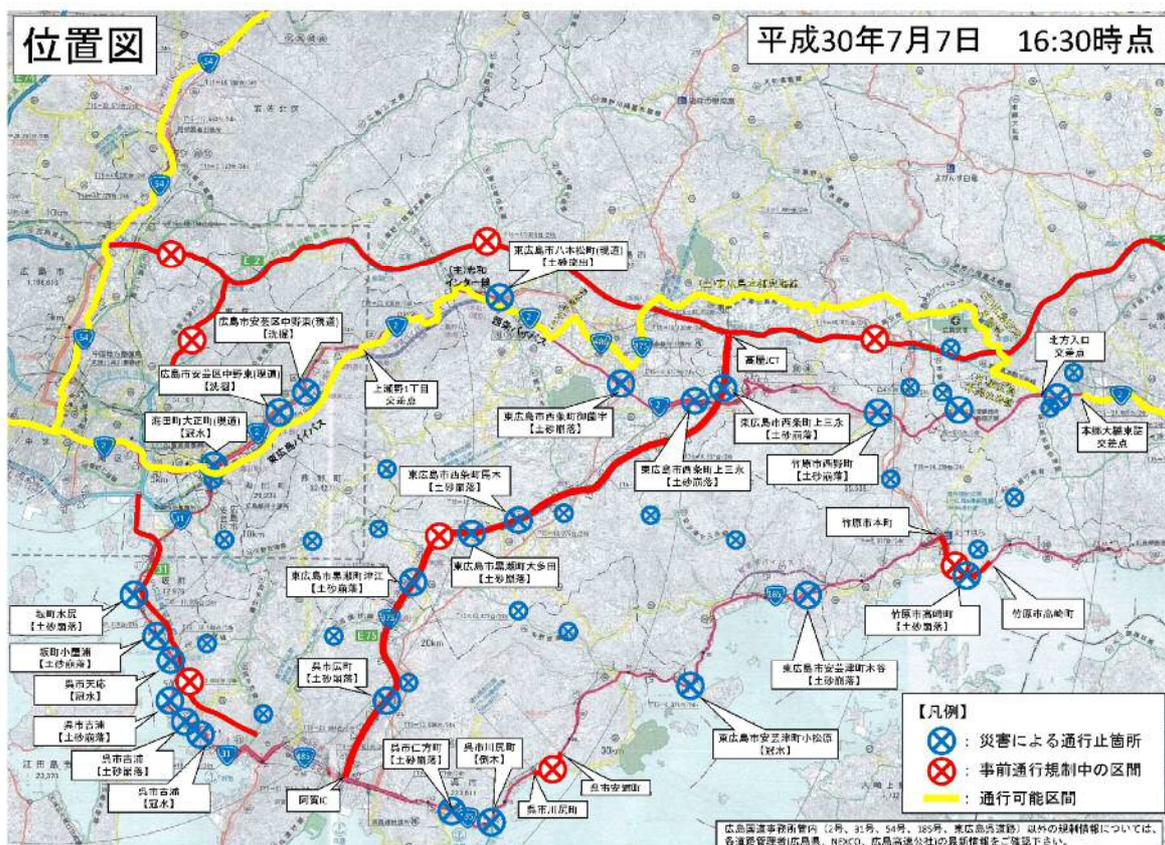
・災害時に避難・救助をはじめ、物資供給などの応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線である緊急輸送道路のうち、整備が完了していない区間が残っている。



資料：広島県HP

■ II-⑤-2 被災後の通行止め区間情報図

・平成30年7月豪雨では、土砂崩落などによる道路の通行止めが多数発生した。



■ II - ⑤ - 3 平成30年7月豪雨で孤立した地区(県まとめ)

・平成30年7月豪雨では、県内の8市2町で交通ネットワークの寸断により、一時孤立状態となった集落が発生した。

市町名	地区名	世帯数	人数
広島市	清山団地	確認中	確認中
呉市	安浦地区	5000	11000
呉市	野呂山高原ロッジ	調査中	15
呉市	川尻地区	3070	8500
呉市	仁方町戸田	170	300
呉市	広小坪地区	880	1900
呉市	広長浜地区	700	1300
呉市	見晴3丁目の一部	10	確認中
呉市	豊地区	1052	1805
呉市	豊浜地区	900	1300
呉市	蒲刈地区	950	1700
呉市	下蒲刈地区	750	1400
呉市	倉橋町長谷	39	59
江田島市	沖美町高祖	872	1703
江田島市	沖美町美能		
江田島市	沖美町三吉		
坂町	小屋浦地区	830	1800
坂町	水尻地区		
神石高原町			
竹原市	戸石地区	不明	6~7
竹原市	宿根地区	不明	25
東広島市	安芸津町三津地区	6	5人以上
東広島市	河内町入野地区	1	7
東広島市	河内町大和地区	16	38
三次市	藤根原地区	7	不明
三原市	下畑・花園地区	不明	不明
庄原市	西城		

資料:平成30年7月豪雨災害による被害等について(第15報,第16報)(広島県)

2. 災害に強い都市構造の構築

⑥建築物や宅地の耐震化・防災対策の推進

現 状

県内にある建築物は、旧耐震基準以前に建築された老朽建物も今なお数多く現存し、こうした建築物は、耐震改修や建物更新を必要とする【Ⅱ－⑥－1】。

また、老朽化した木造建築物が密集した地区では、火災が発生した場合、狭隘な道路により消防活動や避難が困難となり、延焼の拡大など、大規模な被害が発生することが懸念される。

住宅需要の受け皿として造成された住宅団地などでは、地形改変による大規模な盛土地があるなど、地震などに脆弱な住宅地も数多く点在している【Ⅱ－⑥－2】。



具体の制度運用

災害に強い都市づくりのため、建築物の耐震化について、昭和40年代の急速な都市化によって建設された住宅や、防災拠点や避難所となる公共施設などが更新期を迎えることを契機として、「広島県耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震改修を促進する。

また、市街地の中心部などで建築密度が高く、火災による延焼の危険性が高い区域については、防火地域又は準防火地域を指定し、建築物の不燃化を促進する。

宅地については、開発許可制度により、開発に対し所要施設の整備などに一定の水準を確保するとともに、大規模盛土造成地の滑動崩落などによる被害が発生するおそれがある場合は、宅地耐震化推進事業の実施により耐震性を向上させる取組を推進する。

都市づくりのツール：Ⅲ-2 地域地区（防火地域等）（P9）
Ⅲ-4 開発許可制度（P13）

■ II-⑥-1 住宅・建築物の耐震化率

- ・広島県の住宅・建築物の耐震化率では、平成27年度末時点で、多数の者が利用する建築物は86.4%、住宅は79.2%であり、耐震性のない建物が未だ残存している。
- ・住宅の耐震化率では、全国の82%(H25)を下回っている。

① 多数の者が利用する建築物

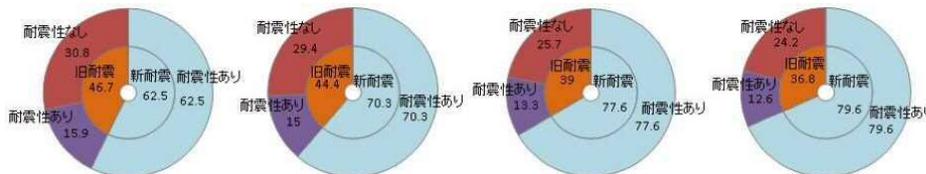


※ 多数の者が利用する建築物耐震改修促進法第14号各号に掲げる用途・規模の要件に該当するすべての建築物。

- (用途例)
- ・小学校、中学校等
 - ・高校、大学等
 - ・体育館等運動施設
 - ・病院、診療所
 - ・劇場、集会場等
 - ・店舗、飲食店等
 - ・ホテル、旅館
 - ・その他

平成18年3月	平成22年1月	平成27年度末(推計)
総棟数：14,712棟	総棟数：17,622棟	総棟数：19,908棟
耐震性あり：11,834棟	耐震性あり：14,544棟	耐震性あり：17,199棟
耐震性なし：2,878棟	耐震性なし：3,078棟	耐震性なし：2,709棟
耐震化率：80%	耐震化率：82.5%	耐震化率：86.4%

② 住宅



平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成27年度(推計)
総戸数：109.2万戸	総戸数：114.7万戸	総戸数：116.6万戸	総戸数：116.4万戸
耐震性あり：78.4万戸	耐震性あり：85.3万戸	耐震性あり：90.9万戸	耐震性あり：92.2万戸
耐震性なし：30.8万戸	耐震性なし：29.4万戸	耐震性なし：25.7万戸	耐震性なし：24.2万戸
耐震化率：72%	耐震化率：74.3%	耐震化率：77.9%	耐震化率：79.2%

【全国との比較】

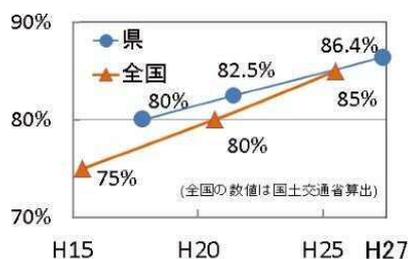


図 3-3 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

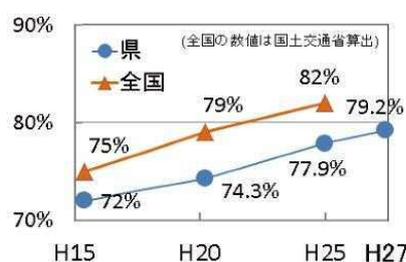


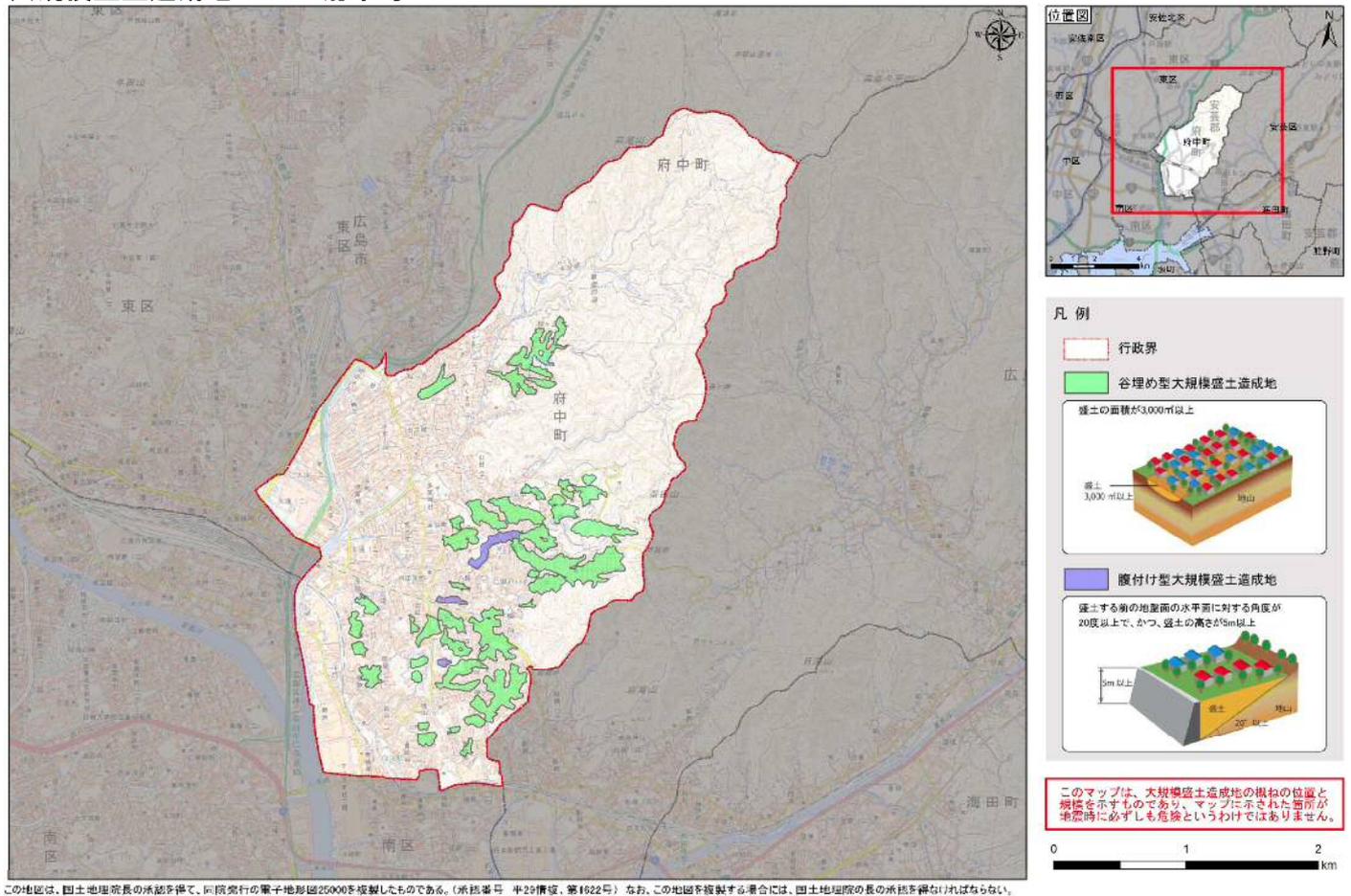
図 3-4 住宅の耐震化率の推移

資料：広島県耐震改修促進計画(第2期計画) H28.3 広島県

■ II-⑥-2 大規模盛土造成マップ

・大規模な盛土造成が行われた地区が、市街地の外縁部を中心に多く存在している。

大規模盛土造成地マップ 府中町



資料：大規模盛土造成地マップ(広島県)

3. 災害に強いまちづくりの普及・啓発

⑦市町の復興マニュアル策定に向けた取組の推進

現 状

県による「広島県災害復興都市計画マニュアル」は策定されているが、市町での計画策定は進んでいない。平成30年7月豪雨などの大規模災害時にも迅速に復旧・復興の体制を構築し、的確な対応を行っていくために、各市町でのマニュアル作成や事前の模擬訓練の実施などの県市町職員の復興体制の強化を図っていく必要がある【Ⅱ-⑦-1】。



具体の制度運用

「広島県地域防災計画」の改訂（H25.5）で「災害復興計画（防災まちづくり）」が新たに位置づけられた。これに基づき、被災市街地の早期復興を図るための事前の取組として都市計画担当部局が行うべき対応を記した「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月に策定したところである。今後は、市町が本マニュアルを活用し地域の実情に応じたマニュアルの作成を推進するとともに、模擬訓練などを実施することで県市町職員の復興体制の強化や対応力を図っていく。

また、復興マニュアルの策定を行う際には、単純に被災前の水準への復旧のみを目的としたものとはせず、各地域の将来計画を見据えて立案するものとする。

都市づくりのツール：Ⅶ-6 広島県災害復興マニュアル（P47）

■ II-⑦-1 平成30年7月豪雨の被害状況

- ・平成30年7月豪雨では、県内で土砂災害などにより死者・行方不明者114名、住宅も全壊・半壊など約13,750棟が被害を受ける甚大な被害が発生した。
- ・道路、JRなどの交通インフラも甚大な被害が多発しており、通行止め区間の復旧に向けた作業が進められている。

市町村名	人的被害			住家被害			
	死亡	行方不明	計	全壊	半壊	一部損壊等	計
広島市	23	2	25	129	233	1,484	1,846
呉市	24	1	25	260	796	1,707	2,763
竹原市	4		4	19	127	391	537
三原市	8		8	263	614	741	1,618
尾道市	2		2	29	41	512	582
福山市	2		2	14	73	2,078	2,165
府中市	2		2	3		224	227
三次市						531	531
庄原市				2	23	284	309
大竹市						38	38
東広島市	12	1	13	39	70	607	716
廿日市市					3	6	9
安芸高田市	2	1	3	1	1	112	114
江田島市				10	20	232	262
府中町				2	17	106	125
海田町	1		1	13	42	331	386
熊野町	12		12	21	19	74	114
坂町	16	1	17	220	804	179	1,203
安芸太田町						1	1
大崎上島町				1		114	115
北広島町						6	6
世羅町				3	1	63	67
神石高原町					4	12	16
計	108	6	114	1,029	2,888	9,833	13,750

資料：平成30年7月豪雨災害による被害等について(H30.8.14時点)（広島県）



3. 災害に強いまちづくりの普及・啓発

⑧都市防災に関する情報の発信・啓発

現 状

各自治体によるハザードマップの作成・公表の取組は進んでいる【Ⅱ－⑧－1】が、住民への周知不足などにより災害時の避難行動につながっていない現状がある。平成30年7月豪雨においても、避難の遅れから多くの人的被害が発生しており、都市防災に関する情報発信のあり方と避難行動に対する住民の意識改革が大きな課題となっている【Ⅱ－⑧－2】。



具体の制度運用

災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行う。

平時には、市街地における津波・洪水・高潮などの被害区域想定など、災害リスクの高い区域の情報や、各種災害時における避難路などについて、災害情報に関するパンフレットの配布や、インターネット上での公開などにより情報を提供する。また、SNSなどを活用し幅広い分野から情報提供を行うなど、地域への防災・減災に関する情報の周知徹底を図り、住民の居住地域に対する危険性についての認識を高めるとともに、住民が主体となった地域ごとの防災対策につなげていく。

また、企業が情報を活用して、災害時にも企業活動を円滑に継続するための事業継続計画の作成や内容への反映を促進させるなど、地域防災力を高める取組を推進する。

■ II-⑧-1 ハザードマップの公表状況(土砂災害, 洪水, 高潮, 津波, 地震)

・土砂災害ハザードマップは全市町で公表済みである。

市町名	土砂災害	洪水	高潮	津波	地震
広島市	○	○	○	○	○
呉市	○	○	○	○	○
竹原市	○	○	○	○	○
三原市	○	○	○	○	○
尾道市	○	○	○	○	
福山市	○	○	○	○	○
府中市	○	○			
三次市	○	○			
庄原市	○	○			
大竹市	○	○	○	○	
東広島市	○	○	○	○	○
廿日市市	○	○	○	○	○

市町名	土砂災害	洪水	高潮	津波	地震
安芸高田市	○	○			○
江田島市	○		○	○	○
府中町	○	○		○	○
海田町	○	○	○	○	
熊野町	○	○			
坂町	○		○	○	○
安芸太田町	○	○			
北広島町	○	○			
大崎上島町	○		○	○	
世羅町	○	○			
神石高原町	○				

資料: 広島県HP

■ II-⑧-2 平成30年7月豪雨時の災害情報に関するアンケート

・平成30年7月豪雨時の災害情報に関するアンケート調査結果では, 9割近くが大雨特別警報の発表を認識していたが, 避難場所への避難を行ったのは2.6%にとどまっている。

※資料については, ホームページ上では非公表

4. 中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

⑨歩きやすく移動しやすい都市空間づくり

現 状

中心市街地や拠点地区では、歩行者空間整備が進んでいるものの、狭隘な道路に歩車が混在している地区がある【Ⅱ-⑨-1】。



具体の制度運用

中心市街地などでは、増加する高齢者や観光客を含め、誰もが安全で快適に回遊できることが求められていることから、歩道や公共施設などのバリアフリー化や分かりやすいサイン整備などにより、歩きやすく移動しやすい都市空間づくりに向けた市街地整備を推進する。

また、健康志向などによる自転車利用者の増加に対応し、幹線道路などでは、自転車歩行者道路の整備や自転車専用通行帯（自転車レーン）の整備などにより、歩行者、自転車利用者などの安全な通行環境を確保する。

住宅街などの生活道路では、歩道整備やハンプの整備などにより、自動車の速度抑制を図るなど、安全な歩行環境を確保する。

都市づくりのツール：Ⅳ-1 交通施設（道路）（P16）

■ II-⑨-1 歩車分離が進んでいない市街地の事例

- ・古くからの市街地では、歩道整備がされておらず、歩行者と車両の分離がなされていない道路空間となっている地域がある。



4. 中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方

⑩エネルギーの効率的利用による都市空間の低炭素化

現 状

平成23年の東日本大震災では、エネルギーの需要に対して、十分な供給ができない問題が発生し、エネルギー負荷の小さい都市づくりの必要性が問われるようになった。

そのため、中心市街地や拠点地区などの人口や都市機能が集積する地域では、市街地整備に合わせて、エネルギーの効率的利用に取り組むことが有効である【Ⅱ-⑩-1】。



具体の制度運用

市街地整備や地区レベルの建物更新を低炭素都市づくりの契機として捉え、オフィスや事業などが集積する昼間のエネルギー負荷密度の高い地域では、まとまった規模の電力負荷、熱負荷に対して、コジェネレーション・システムの導入を検討する。

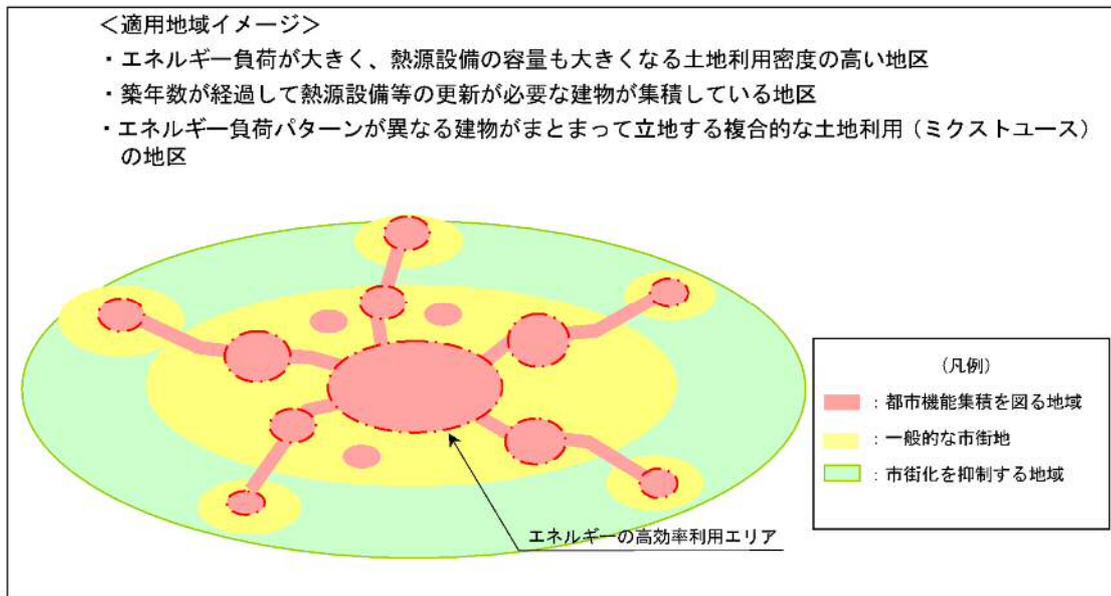
また、新たに市街地整備を図る地域・街区などでは、複合的な建物用途の建物の計画や土地利用のミクストユースを図ること検討し、一時的なエネルギー負荷が集中することに対応した面的なエネルギーシステムの導入を検討する。

都市づくりのツール：VI-4 低炭素まちづくり計画（P39）

■ II-⑩-1 低炭素まちづくりの考え方

「低炭素都市づくりガイドライン(国土交通省)」では、低炭素まちづくりに向けた、地区・街区単位での効率的なエネルギー利用の考え方、エネルギー負荷を削減するための対策例などが示されている。

○建物及び地区・街区のエネルギーの利用効率を向上するエリアの概念図



○エネルギー負荷を削減するための対策例

対策	概要
①老朽建築物の面的な建替え	<p>老朽化した建物の建替えにあたっては、新しい建物の高断熱化と高効率な建築設備を導入することで、建物の省エネルギー性能が向上し、CO₂ 排出量の削減を図ることができる。</p> <p>市街地再開発事業や土地区画整理事業、民間の都市開発事業などによる面的な都市機能の更新・集約化は、建物の省エネルギー性能向上に加えて、(2) ①のエネルギーの面的利用の契機にもなる。</p> <p>集約型都市構造の形成に向けた都市機能の集約化は、エネルギー利用の効率化にもつながる。マンション等の集合住宅は、戸建住宅に比べて、一戸当たりのエネルギー消費量は少ないことから、集約化による建物の省エネルギー効果は高い。</p>
②エリア・エネルギー・マネジメント・システム(AEMS)	<p>既成市街地では建物建替えや再開発等の機会がないと設備機器更新は進みにくい。(2) ①b. の「建物間熱融通」の対策とともに、エリア内での「エネルギー・マネジメント・システム(EMS)」は既成市街地の既存建物群に対する面的な省エネルギー対策として有効である。EMSは、情報通信技術(IT)を活用した複数建物(既存、新設を問わず)の一括エネルギー管理の手法であり、「ITを活用したエネルギーの面的利用」とも言うことができる。</p> <p>建物のエネルギー使用量は、機器の経年劣化や建物の用途変更など運用変化に適切な対応をとらなければ増加する傾向にある。設備更新などで一時的には改善できるが、中長期的には運転管理データを経年的に計測・分析し、適切な運転管理が求められる。この継続的な計測管理を地区内の建物群に適用するのがAEMSである。</p> <p>図 2-2-2 エリア・エネルギー・マネジメント・システム(AEMS)の概要</p>

資料:低炭素都市づくりガイドライン(国土交通省)

5. 特定課題への対応

⑪空き家対策

現 状

県下の空き家数は増加傾向にあり、その中には適正に管理されておらず、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家が存在する【Ⅱ－⑪－1】。

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、市町が特定空き家の除却を含めた空き家対策を進める枠組みが整っている【Ⅱ－⑪－2】。



具体の制度運用

市町は自治会などと連携を図り、所有者に対して、空き家の適切な管理についての意識啓発及び指導を行う。

また、適切な管理が行われておらず、防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす危険性がある特定空き家については、所有者に対して除却・修繕などに対する助言又は、指導、勧告、命令を行い、改善を促すとともに、除却に対する助成制度の検討を行う。

※特定空き家とは

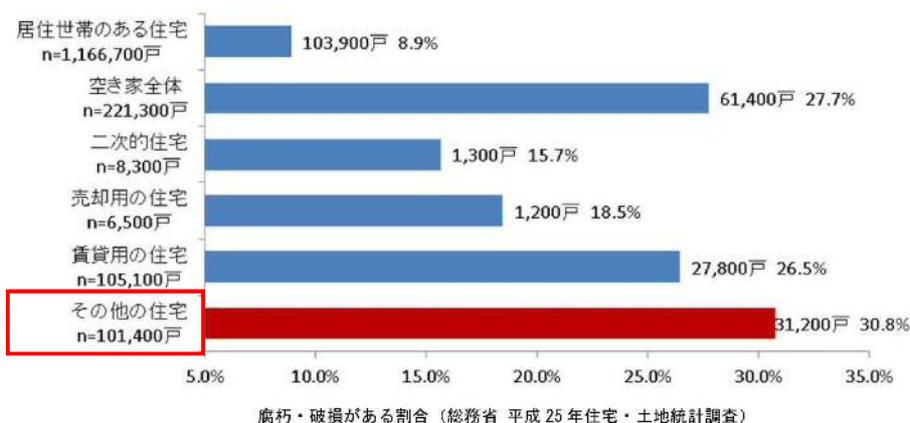
空家対策法第2条第2項に規定する、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。



柱の変形が著しく倒壊の危険がある家屋
(特定空き家)

■ II - ⑪ - 1 空き家の管理状況

・空き家のうち、「その他の住宅（長期にわたって居住者が不在の住宅，建て替えのため取り壊すことになっている住宅など）」では，腐朽・破損がある割合が30%を超えており，管理が不十分な状態となっているものが多くある。



居住世帯のない住宅		住宅の種類定義	
一時現在者のみの住宅		昼間だけ使用しているとか，何人かの人が交代で寝泊まりしているなど，そこにふだん居住している者が一人もない住宅	
空き家	二次的住宅	別荘	週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で，ふだんは人が住んでいない住宅
		その他	ふだん住んでいる住宅とは別に，残業で遅くなったときに寝泊まりするなど，たまに寝泊まりしている人がいる住宅
	賃貸用の住宅	新築・中古を問わず，賃貸のために空き家になっている住宅	
	売却用の住宅	新築・中古を問わず，売却のために空き家になっている住宅	
その他の住宅		上記以外の方が住んでいない住宅で，例えば，転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など（注：空き家の区分の判断が困難な住宅を含む）	
建築中の住宅		住宅として建築中のもので，棟上げは終わっているが，戸締まりができるまでにはなっていないもの	

空き家の種類（総務省 住宅・土地統計調査「用語の解説」）

資料：広島県空き家対策対応指針（広島県）

■ II - ⑪ - 2 空き家対策計画の策定状況

・県内では18市町で「空き家対策計画」が策定済みとなっている。（平成30年3月31日時点）

	市区町村数	策定済み市区町村数	割合		市区町村数	策定済み市区町村数	割合		市区町村数	策定済み市区町村数	割合
北海道	179	52	29.1%	石川県	19	13	68.4%	岡山県	27	10	37.0%
青森県	40	9	22.5%	福井県	17	10	58.8%	広島県	23	18	78.3%
岩手県	33	15	45.5%	山梨県	27	14	51.9%	山口県	19	11	57.9%
宮城県	35	9	25.7%	長野県	77	31	40.3%	徳島県	24	11	45.8%
秋田県	25	11	44.0%	岐阜県	42	19	45.2%	香川県	17	10	58.8%
山形県	35	21	60.0%	静岡県	35	15	42.9%	愛媛県	20	9	45.0%
福島県	59	25	42.4%	愛知県	54	27	50.0%	高知県	34	34	100.0%
茨城県	44	30	68.2%	三重県	29	15	51.7%	福岡県	60	37	61.7%
栃木県	25	10	40.0%	滋賀県	19	15	78.9%	佐賀県	20	12	60.0%
群馬県	35	14	40.0%	京都府	26	9	34.6%	長崎県	21	12	57.1%
埼玉県	63	22	34.9%	大阪府	43	23	53.5%	熊本県	45	10	22.2%
千葉県	54	18	33.3%	兵庫県	41	23	56.1%	大分県	18	13	72.2%
東京都	62	20	32.3%	奈良県	39	19	48.7%	宮崎県	26	6	23.1%
神奈川県	33	12	36.4%	和歌山県	30	12	40.0%	鹿児島県	43	23	53.5%
新潟県	30	15	50.0%	鳥取県	19	5	26.3%	沖縄県	41	4	9.8%
富山県	15	14	93.3%	島根県	19	7	36.8%	合計	1,741	774	44.5%

※平成30年3月31日時点

資料：国土交通省